

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

烏丸塩小路交差点の道路規制について

現在、烏丸塩小路交差点からの京都駅北口への入構には交通規制がかけられており、**南行と東行のタクシーは実車のみが入構可、空車は西行から左折のみで入構**可能となっています。規制標識には「**大型等 タクシー(実車を除く)**」と表記された指定方向外通行禁止の規制がかけられています。

過日、修学旅行の本部車(貸切)に割り当てられた車両が、顧客の指示で**旅客を乗せず**に**南行直進で入構**したところ、警ら中の警察官に検挙される事案が発生しました。本人は「本部車(貸切契約)で運行しているのだから旅客の有無にかかわらず実車である」と認識していたのですが、**規制上では「(運行契約やスーパサイン等の表示に関わらず)後部座席に人間が乗車している」状態を「実車」として定義**しており、今回の検挙につながったものです。道路規制は平成24年時点から継続してきたものであり、修学旅行が再開しつつある昨今、勘違いで検挙されないよう改めて注意喚起するものです。

京都駅八条口おりばでの警察実査について

京都府警からの連絡です。

今月17日(火)13:45~14:45の間、京都駅八条口おりばで警察による実査が予定されており、当該時間帯の間、警察車両が5台程度停車します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力の程お願いいたします。

ショットガン直入時の入構経路について

新型コロナによるまん延防止等重点措置も終了し、大型連休など一定需要が回復しつつあり、京都駅八条口でも日中に一時的に直入に変更するケースが出てきています。

ショットガンの供用開始時から遵守事項として、経由時における鴨川第2プールから駅前プールまでの移動経路や直入り時の駅前プールへの入構経路が定められており、**経**

由時は「**十条油小路交差点～八条油小路右折**」が経路として指定されています。また、**直入り時も八条通東行から左折入構するのがルールで、西洞院通からの直進や八条通西行からのUターン入構は安全上の理由から禁止行為**としています。(交通規制とは無関係です)

理由としては、①**入構ゲート直前に搬入車輛入口があり左折以外の進行では危険が生じること、②入構順を巡る論争が頻発したので通行路を統一する必要があった**——ことから定められたもので、交通法規とは関係なく運用上の申し合わせ事項として定められたものです。当センターでも防犯カメラを調整して入構経路を確認できるようになったことから、違反車両の対策を強化しているものです。

以上